



定年退職者の方

定年前後に知っておきたい手続き 退職金にかかる税金の確認方法

退職所得控除と2分の1課税

所得税は収入の内容によって10種類の所得に区分され、所得には「総合課税」と「分離課税」されるものがあります。退職金は「退職所得」となるため、ほかの所得とは一緒に税金計算しないで分離課税となります。ここでは、退職金にかかる税金の確認方法をご紹介します。

退職金にかかる税金の計算方法

「所得税」の計算方法

まずは、「退職所得控除額」を計算します。

「退職所得控除額」は、次の通りです。

✓ 勤続年数20年以下の場合

勤続年数 × 40万円（80万円未満の場合は80万円）

✓ 勤続年数20年を超える場合

800万円 + 70万円 ×（勤続年数 - 20年）

※障がい者となったことが原因による退職の場合は、上記に100万円を加算する

次に、「退職所得」を計算し、所得税率をかけます。

計算式は、次の通りです。

$$\text{退職所得} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率}$$

※税率は「退職所得の源泉徴収税額の速算表」をご参照ください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表

退職所得（＝課税所得金額）	税率	控除額
195万円以下	5%	-
195万円超～330万円以下	10%	9万7,500円
330万円超～695万円以下	20%	42万7,500円
695万円超～900万円以下	23%	63万6,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	153万6,000円
1,800万円超～4,000万円以下	40%	279万6,000円
4,000万円超	45%	479万6,000円

退職金にかかる計算方法の事例

【勤続年数24年8か月、退職金2,000万円の場合】

✓ 退職所得控除額

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1,150\text{万円}$

✓ 退職所得

$(2,000\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 = 425\text{万円}$

✓ 退職金に対する所得税

$(425\text{万円} \times 20\% - 42\text{万7,500円}) \times 102.1\%(*\text{※}) = 43\text{万1,372円}$

※平成25年1月より復興特別所得税2.1%がすべて計算に加算されます。

「住民税」の計算方法

住民税額 = (退職金額 - 退職所得控除額) × 1/2 × 10%(*※)

※「10%」は、都道府県民税4% + 市区町村民税6%

以下の定年退職者へ向けた各ページより、再度お求めの情報をお探しください。

[定年退職者向けTOP >](#)


[定年前後の各種手続き 一覧 >](#)

[各種手続き 一覧 >](#)

[知っておきたい手続き 一覧 >](#)

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ -医療費控除支援サービス-

新サービス登場！



年間
医療費 **10万円以上**
※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払っていませんか？

支払った医療費が10万円を超えていれば
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！

[詳細はこちら](#)